改 正 後	改正前
ションとする。 居宅サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテー居宅サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテー第百二十八条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の	居宅サービスは、通所リハビリテーションとする。第百二十八条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の
限る。)とする。 「限る。」とする。 「のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	療院により行われるものに限る。)とする。介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設又は介護医介護予功項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、第百四十条の十九 法第百十五条の十一において準用する法第七十
限る。)とする。	

(傍線部分は改正部分)